

## 病院利用者用清涼飲料水等自動販売機設置及び販売に係る仕様書

この仕様書は、一宮市立市民病院（以下「市民病院」という。）において清涼飲料等の自動販売機（以下「自販機」という。）を設置・運営する場合の形状やサービスの条件、費用負担の設定、資源の回収など基本的な仕様を定めるものとする。

- 1 件 名 病院利用者用清涼飲料水等自動販売機の設置
- 2 設置場所
  - ① 市民病院南館A棟4階、南館B棟4階～10階ダイルーム  
参照：別紙資料1（全体図面）、別紙資料2（拡大図面）
  - ② 南館A棟1階、南館B棟1階～3階  
南館時間外診療入口外部通路（傾斜あり）  
参照：別紙資料3（全体図面）、別紙資料4（拡大図面）※ 別紙参考資料 各階診療科及び一日平均入院患者数  
架台寸法は概数を記載しているため、設置にあたっては現地を確認のうえ  
外来及び病棟運営に支障のない様十分に配慮すること。
- 3 設置台数
  - ① 南館A棟4階、南館B棟4階～10階ダイルーム … 計 8台
  - ② 南館A棟1階、南館B棟1階～3階、南館時間外診療入口外部通路  
… 計 5台
- 4 機種内訳
  - ① 南館A棟4階、南館B棟4階～10階ダイルーム  
・清涼飲料水等自販機 8台
  - ② 南館A棟1階、南館B棟1階～3階、南館時間外診療入口外部通路  
・清涼飲料水等自販機 5台
- 5 契約期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで  
なお、再更新はできない。
- 6 条 件
  - (1) 自販機設置に関する基本的な考え方
    - ① 設置する自販機は、入院・外来患者を始めとした病院利用者の利便性と快適性の向上を図るものであること。
    - ② 自販機は、車椅子患者利用者への利便性に配慮したものであること。
    - ③ 設置については、行政財産目的外使用の形態をとり、市民病院の指示する額の使用料を納入すること。
    - ④ 各自販機から出る空き缶等については、設置業者が責任を持って回収するとともに、市民病院が指定する場所に集積された空き缶・ペットボトル等についても納入業者が交替で回収をすること。費用についても、業者負担とすること。
    - ⑤ 空容器回収箱があふれる前に回収すること。また、空容器回収箱に他社の空容器及びごみ等があった場合にも回収すること。
    - ⑥ 回収容器回りの衛生管理には十分な配慮をすること。
    - ⑦ 設置場所のスペースに合わせた自動販売機であること。
    - ⑧ 自販機の設置等にかかる費用及び電気料金は、設置業者が負担すること。

## (2) 自販機の仕様

### ① 共通事項

- ・ 電気の子メーターを設置すること。
- ・ 飲料専用の自販機であること。
- ・ 誰にでも使用しやすいユニバーサルデザインであること。
- ・ 空容器を捨てるゴミ箱を設置すること。大きさについては、現状スペースを考慮した大きさとし、絶えず清潔に保つこと。(設置場所①南館A棟4階、南館B棟4階～10階デイルームは除く)
- ・ 故障時等の連絡先を自販機の見やすいところに必ず明示すること。

### ② 機種について

- ・ 飲料は、缶、ペットボトル容器両方に対応する機種であること。
- ・ 人気の高い銘柄を随時入れ替え、季節に応じてホット、コールドに対応できること。
- ・ 災害発生時に自販機の飲料を無償で提供することを前提とした機種とし、災害発生時に当院が飲料の提供が必要と判断した場合には、自販機内のすべての飲料を無償で提供すること。